

目次

第 1 章 総則	3
第 1 条 本規約の適用	3
第 2 条 本規約の変更	3
第 3 条 用語の定義	3
第 2 章 ウイルスクリアの提供	4
第 4 条 ウイルスクリアの提供区域	4
第 3 章 契約	4
第 5 条 契約の単位	4
第 6 条 契約申込の方法等	4
第 7 条 契約申込の承諾	4
第 8 条 契約内容の変更	5
第 9 条 シリアル番号の付与	5
第 10 条 ウイルスクリアの利用の一時中断	5
第 11 条 ウイルスクリア契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第 12 条 ウイルスクリア契約者が行うウイルスクリア契約の解除	6
第 13 条 当社が行うウイルスクリア契約の解除	6
第 14 条 ウイルスクリア契約者の地位の承継	6
第 15 条 ウイルスクリア契約者の氏名等の変更の届出	6
第 4 章 禁止行為	7
第 16 条 営業活動の禁止	7
第 17 条 著作権等	7
第 5 章 利用中止等	7
第 18 条 利用中止	7
第 19 条 利用停止	7
第 20 条 利用の制限	8
第 21 条 サービス提供の終了	8
第 6 章 料金等	8
第 22 条 料金	8
第 23 条 利用料金の支払義務	8
第 23 条の 2 リモートインストール（遠隔設定）費の支払義務	9
第 24 条 割増金	9
第 25 条 延滞利息	9
第 25 条の 2 債権の譲渡	10
第 26 条 料金等の計算方法等	10
第 27 条 端数処理	10
第 28 条 料金等の支払い	10
第 29 条 消費税相当額の加算	10
第 30 条 料金等の臨時減免	11
第 7 章 損害賠償	11
第 31 条 責任の制限	11
第 32 条 免責	11
第 8 章 個人情報の取扱い	11
第 33 条 個人情報の取扱い	11
第 9 章 保守	12
第 34 条 契約者の切分責任	12
第 10 章 雑則	12
第 35 条 承諾の限界	12

第 36 条	利用に係る契約者の義務	12
第 37 条	ウイルスクリア契約者の設備等の維持責任	12
第 38 条	法令に定める事項	12
第 39 条	準拠法	13
第 40 条	当社が別に定めることとしている事項	13
別紙 1	(ウイルスクリアの利用環境)	14
別紙 2	(料金表)	15
別紙 3	(当社が別に定めることとする事項)	17
附則		19

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 東日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、このフレッツ・ウイルスクリアサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりフレッツ・ウイルスクリアサービス（以下、「ウイルスクリア」といいます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合には、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(本規約の変更)

第2条 当社は、ウイルスクリア契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他電氣的設備
2 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
3 自営端末設備	当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款（平成12年東企第00-51号。以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。）に定めるIP通信網契約者（以下「IP通信網契約者」といいます。）が設置する端末設備
4 フレッツ・ADSL	IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー4に係るIP通信網サービス
5 Bフレッツ	IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5 I型に係るIP通信網サービス
6 フレッツ 光ネクスト	IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5 II-1型に係るIP通信網サービス（「光コラボレーションモデルに関する契約」（当社が別段の合意により締結するものをいいます。以下同じとします。）に基づき提供されるものを含みます。）
7 フレッツ 光ライト	IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5 II-2-1型に係るIP通信網サービス
8 フレッツ 光ライトプラス	・ IP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5 II-2-2型に係るIP通信網サービス ・ 光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される電気通信サービス（欄6に規定するものを除きます）
9 フレッツ・アクセス回線	(1) フレッツ 光ネクストの契約者回線 (2) フレッツ 光ライトの契約者回線 (3) フレッツ 光ライトプラスの契約者回線
10 ウイルスクリア	フレッツ 光ネクスト、フレッツ 光ライト、フレッツ 光ライトプラスに係るIP通信網契約者からの請求があったときに、そのフレッツ・アクセス回線に接続される自営端末設備（ディスプレイ、キーボード等の入出力装置を有し、IP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービスの契約者回線等を利用してインターネットブ

	<p>ロトコルを利用した通信を行うものであって、当社が別紙1に定めるものに限ります。以下同じとします。)において、コンピュータウイルスを検出し駆除するための機能及び第三者によるアクセスを防止するための機能等を維持するためのセキュリティファイルを供給するサービス</p>
11 ウイルスクリア契約	当社からウイルススクリアの提供を受けるための契約
12 ウイルスクリア契約者	当社とウイルススクリア契約を締結している者
13 ウイルスクリア取扱所	(1) ウイルスクリアに関する業務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託によりウイルススクリアに関する契約事務を行う者の事務所
14 シリアル番号	ウイルススクリアを利用するために必要となる、当社が割り当てるID
15 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規程に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ウイルスクリアの提供

(ウイルススクリアの提供区域)

第4条 ウイルスクリアは、ウイルススクリア契約の申込みをするフレッツ 光ネクスト、フレッツ 光ライト、フレッツ 光ライトプラスに係るIP通信網契約者が利用しているフレッツ・アクセス回線の提供区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、フレッツ・アクセス回線1回線ごとに1のウイルススクリア契約を締結します。
2 ウイルスクリア契約者は、そのウイルススクリアに係るフレッツ・アクセス回線のIP通信網契約者(そのフレッツ・アクセス回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、そのフレッツ・アクセス回線の契約を締結している者が指定する者)と同一の者に限ります。

(契約申込の方法等)

第6条 ウイルスクリア契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続きにより、契約事務を行うウイルススクリア取扱所に申し出ていただきます。

- (1) ウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線の契約者回線等番号
- (2) ウイルスクリアを利用するシリアル番号(第9条に定めるものをいいます。)の数
- (3) その他申込みの内容を特定するための事項

(注) ウイルスクリアを利用するに当たっては、別紙1に定める利用環境を満たす必要がありますので、ご注意ください。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、ウイルススクリア契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。なお、ウイルススクリア契約の申込みを行った者が、セキュリティファイルの供給を受けるためのシリアル番号割り当ての申込みを当社が提供する専用ツール及び専用ホームページにより行い、当社がシリアル番号を割り当てた時点でウイルススクリア契約の申込みを承諾したものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合に該当すると当社が判断したときは、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ウイルスクリアを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) ウイルスクリア契約の申込みをした者がウイルススクリアの料金又は当社の提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 利用申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき。
- (4) 過去に当社によるウイルススクリア契約又は他サービスの契約の解除の処分を受けたことがあるとき。
- (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

(契約内容の変更)

- 第8条 ウイルスクリア契約者は、第6条第1号に定めるウイルススクリア契約者があらかじめ指定したフレッツ・アクセス回線の契約者回線等番号、第6条第2号に定めるシリアル番号の数又は第6条第3号に定める契約内容の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の場合において、当社は、ウイルススクリア契約者から第6条第1号に定めるウイルススクリア契約者があらかじめ指定したフレッツ・アクセス回線の契約者回線等番号の変更の請求があった場合は、変更前のフレッツ・アクセス回線が変更後のものと同一のメニューである場合に限り、その契約者回線等番号の変更の請求を承諾します。
 - 3 当社は、第1項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(シリアル番号の付与)

- 第9条 当社は1のウイルススクリア契約ごとに1のシリアル番号を付与します。ただし、ウイルススクリア契約者が、第6条第2号において2以上のシリアル番号の数を申し出た場合は、20を上限として、申し出た数のシリアル番号を付与します。

- 2 ウイルスクリア契約者は、1のシリアル番号ごとに3の自営端末設備においてウイルススクリアを利用することができます。1の自営端末設備において、複数のオペレーティングシステムでウイルススクリアを利用する場合は、1のオペレーティングシステムを1の自営端末設備とみなします。
- 3 ウイルスクリア契約者は、自己の責任においてシリアル番号を管理していただきます。第三者がそのシリアル番号を用いてウイルススクリアを利用した場合であっても、当社は、そのシリアル番号を付与されたウイルススクリア契約者がウイルススクリアを利用したもののみならず取り扱います。

(ウイルススクリアの利用の一時中断)

- 第10条 当社は、そのウイルススクリアに係るフレッツ・アクセス回線の契約者から利用の一時中断の請求があった場合に限り、そのウイルススクリアの利用の一時中断（ウイルススクリアに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(ウイルススクリア契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第11条 ウイルスクリア契約者がウイルススクリア契約に基づいてウイルススクリアの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(ウイルススクリア契約者が行うウイルススクリア契約の解除)

- 第12条 ウイルスクリア契約者は、ウイルススクリア契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめウイルススクリア取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うウイルススクリア契約の解除)

第 13 条 当社は、次のいずれかの場合に該当するときは、そのウイルスクリア契約を解除することがあります。

- (1) 第 19 条（利用停止）の規定によりウイルスクリアの利用を停止されたウイルスクリア契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) そのウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線に関する権利の譲渡、利用休止、契約の解除（フレッツ・アクセス回線に係る IP 通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があったとき。
- (3) 第 21 条（サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。

2 当社は、ウイルスクリア契約者が、第 19 条（利用停止）第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、そのウイルスクリアの利用停止をしないでそのウイルスクリア契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、そのウイルスクリア契約を解除しようとするときは、あらかじめウイルスクリア契約者にそのことを通知します。ただし、フレッツ・アクセス回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

（ウイルスクリア契約者の地位の承継）

第 14 条 相続又は法人の合併若しくは分割によりウイルスクリア契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてウイルスクリア取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 前 3 項の規定にかかわらず、ウイルスクリア契約者の地位の承継において第 1 項の届出がないときは、当社は、そのウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）の IP 通信網契約者の地位の承継の届出をもって、ウイルスクリア契約者の地位の承継があったものとみなします。

（注）第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、フレッツ・アクセス回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

（ウイルスクリア契約者の氏名等の変更の届出）

第 15 条 ウイルスクリア契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにウイルスクリア取扱所に届け出ていただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらずウイルスクリア取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（注）本条の規定にかかわらず、フレッツ・アクセス回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

第 4 章 禁止行為

（営業活動の禁止）

第 16 条 ウイルスクリア契約者は、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、第三者への付加価値サービスの提供又はその準備を目的としてウイルスクリアを利用することはできません。

（著作権等）

第 17 条 当社が、ウイルスクリアを提供するに当たって、ウイルスクリア契約者に提供する一切の物品（本規約、各種セキュリティファイル及び取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、著作者人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又はウイルスクリアの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。

- 2 ウイルスクリア契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
- (1) ウイルスクリアの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 当社が供給するセキュリティファイルの複製、改変又は編集等を行わないこと。
 - (3) 当社又はウイルスクリアの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第 5 章 利用中止等

(利用中止)

第 18 条 当社は、次の場合には、ウイルスクリアの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 20 条（利用の制限）の規定により、ウイルスクリアの利用を中止するとき。
- (3) そのウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線の利用中止を行ったとき。
- (4) ウイルスクリアの提供に不可欠な当社の契約事業者がその事業を休止し、又はその他当社の責によらない理由によりその契約事業者が当社に対する債務を履行しないことにより、ウイルスクリアを継続的に提供することが困難となったとき。

- 2 当社は、前項の規定によりウイルスクリアの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社からウイルスクリア契約者に電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめウイルスクリア契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等により通知を、それ以外の場合は当社が指定するホームページにより周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 19 条 当社は、ウイルスクリア契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのウイルスクリアの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったウイルスクリアの料金又は割増金等その他の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのウイルスクリアの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 25 条の 2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (2) ウイルスクリア契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（その当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第 25 条の 2（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (3) 第 16 条（営業活動の禁止）、第 17 条（著作権等）又は第 36 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号のほか、本規約の規定に反する行為であって、ウイルスクリアに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- 2 当社は、前項の規定によりウイルスクリアの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をウイルスクリア契約者に通知します。

(利用の制限)

第 20 条 ウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線が、IP 通信網サービス契約約款第 36

条（通信利用の制限等）の規定に該当する場合は、ウイルスクリア契約者は、そのウイルスクリアを利用できない場合があります。

（サービス提供の終了）

第 21 条 当社は、第 18 条第 4 号に定める場合等ウイルスクリアを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、ウイルスクリアの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社がウイルスクリアの提供を終了し、ウイルスクリアの提供の終了に伴いそのウイルスクリア契約を解除する場合は、そのウイルスクリア契約を解除する日の 1 ヶ月前までにウイルスクリア契約者にそのことを通知します。

3 当社は、ウイルスクリアの提供の終了に伴い発生する損害については、いかなる責任も負いません。

第 6 章 料金等

（料金）

第 22 条 当社が提供するウイルスクリアの利用料金は、別紙 2（料金表）第 1 項に定めるところによります。

2 当社が提供するウイルスクリアのリモートインストール（遠隔設定）費は、別紙 2（料金表）第 2 項に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第 23 条 ウイルスクリア契約者は、そのウイルスクリア契約に基づいて、当社がウイルスクリアの提供を開始した日から起算して、ウイルスクリア契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）に係る別紙 2（料金表）に定める利用料金、及び請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりウイルスクリアを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、ウイルスクリア契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、ウイルスクリア契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、ウイルスクリア契約者は、次の場合を除き、ウイルスクリアを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 ウイルスクリア契約者の責めによらない理由により、ウイルスクリアを全く利用できない状態（そのウイルスクリア契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合、3 欄に該当する場合又はそのウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線が、IP 通信網サービス契約約款に定める DSL 方式を利用した IP 通信網サービスにおいて DSL 方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合若しくは無線アクセス方式を利用した IP 通信網サービスにおいて無線アクセス方式に起因する事象により	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウイルスクリアについての料金

全く利用できない状態となる場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのウイルスクリアを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのウイルスクリアについての料金
3 第6条(契約申込の方法等)各号に定める契約内容の変更に伴って、ウイルスクリアを利用できなくなった期間が生じたとき。(ウイルスクリア契約者の都合により、ウイルスクリアを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのウイルスクリアについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

(リモートインストール(遠隔設定)費の支払義務)

第23条の2 ウイルスクリア契約者は、リモートインストール(遠隔設定)を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙2(料金表)第2項に規定するリモートインストール(遠隔設定)費(以下、「設定費」といいます。)の支払いを要します。

ただし、リモートインストール(遠隔設定)の着手前にそのウイルスクリア契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設定費が支払われているときは、当社は、その設定費を返還します。

2 リモートインストール(遠隔設定)の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ウイルスクリア契約者は、その設定に関して解除等があったときまでに着手した設定の部分について、その設定に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

第24条 ウイルスクリア契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(本規約の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第25条 ウイルスクリア契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注1) 第25条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(債権の譲渡)

第25条の2 ウイルスクリア契約者は、当社が本規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)

に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ウイルスクリア契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(料金等の計算方法等)

第 26 条 当社は、ウイルスクリア契約者とそのウイルスクリア契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日でウイルスクリアの提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日でウイルスクリア契約の解除があったとき。
- (3) 料金月の初日にウイルスクリアの提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
- (4) 第 23 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。

3 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 23 条第 2 項第 3 号の表の 1 欄に定める料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

5 ウイルスクリア契約者は、当社が請求した料金又は設定費の額が本規約に定める料金又は設定費の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金又は設定費（当社が請求した料金又は設定費と本規約に定める料金又は設定費の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

(端数処理)

第 27 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第 28 条 ウイルスクリア契約者は、料金その他の債務について、当社が定める期日までに、当社が指定するウイルスクリア取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 ウイルスクリア契約者は、料金その他の債務について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

第 29 条 第 23 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、本規約に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注 1) 本条において、別紙 2（料金表）に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注 2) 別紙 2（料金表）において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注 3) 本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

第 30 条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

2 当社は、料金の減免を行ったときは、関係のウイルスクリア取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

- 第31条 当社は、ウイルススクリアを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのウイルススクリアが全く利用できない状態（そのウイルススクリア契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのウイルススクリア契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、ウイルススクリアが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウイルススクリアの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社は、ウイルススクリアを提供したことに伴いウイルススクリア契約者に損害が生じた場合、ウイルススクリアの一月の月額料金を上限として、ウイルススクリア契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。
- (1) ウイルスクリア契約者がウイルススクリアの利用により第三者に対して与えた損害
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生したウイルススクリア契約者の損害
- 4 当社の故意又は重大な過失によりウイルススクリアの提供をしなかったときには、前3項の規定は適用しません。
- (注1) 第1項に定めるウイルススクリアが全く利用できない状態には、そのウイルススクリアに係るフレッツ・アクセス回線がIP通信網サービス契約約款に定めるDSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象に該当する場合は含みません。
- (注2) 第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第26条（料金等の計算方法等）の規定に準じて取り扱います。

(免責)

- 第32条 当社は、ウイルススクリアを提供するに当たって、ウイルススクリア契約者の自営端末設備における全てのコンピュータウイルスの検出及び駆除並びにすべての第三者によるアクセスの防止等を保証するものではありません。
- 2 ウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線が、IP通信網サービス契約約款に定めるDSL方式に起因する事象若しくは無線アクセス方式に起因する事象に該当する場合又はウイルススクリア契約者の自営端末設備等の状況によっては、ウイルススクリア契約者の自営端末設備にセキュリティファイルを供給できない場合があります。
- 3 ウイルスクリア契約者が、ウイルススクリアの利用により第三者（他のウイルススクリア契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合は、ウイルススクリア契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。

第8章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

- 第33条 ウイルスクリア契約者は、ウイルススクリアの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がそのウイルススクリア契約者の氏名及び住所等を、その契約事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 当社は、ウイルススクリアの提供に当たって、ウイルススクリア契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

- 3 ウイルスクリア契約者は、当社が第 25 条の 2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がウイルスクリア契約者の氏名、住所及びウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線の契約者回線等番号、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 19 条（利用停止）の規定に基づきウイルスクリアの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 4 ウイルスクリア契約者は、当社が第 25 条の 2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がウイルスクリアに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 9 章 保守

（契約者の切分責任）

- 第 34 条 ウイルスクリア契約者は、ウイルスクリアを利用することができなくなったときは、その自営端末設備に故障の無いことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、ウイルスクリア契約者から要請があったときは、当社はウイルスクリア取扱所において試験を行い、その結果をウイルスクリア契約者にお知らせします。

第 10 章 雑則

（承諾の限界）

- 第 35 条 当社は、ウイルスクリア契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
- ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

- 第 36 条 ウイルスクリア契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1) そのウイルスクリアの利用に当たって、常に最新のセキュリティファイルを利用すること。
 - (2) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉又はその他の権利を侵害しないこと。
 - (3) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する等、当社の業務の遂行に支障を与える行為を行わないこと。
 - (4) その他、第 2 号及び第 3 号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社の電気通信設備等を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（ウイルスクリア契約者の維持責任）

- 第 37 条 ウイルスクリア契約者は、自己の責任において、ウイルスクリアを利用するために必要な自営端末設備、通信回線その他の設備を別紙 1 に定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

（法令に定める事項）

- 第 38 条 ウイルスクリアの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（準拠法）

- 第 39 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(別に定めることとしている事項)

第 40 条 この利用規約において、当社が別に定めることとしている事項については、別紙 3 に規定することとします。

別紙 1 (ウイルスクリアの利用環境)

ウイルスクリアの利用に当たり、次に定める利用環境を満たす必要があります。

1. 動作環境

ウイルスクリアの利用に当たり、フレッツ・アクセス回線に接続される自営端末設備が次の動作環境を満たしている必要があります。ただし、その自営端末設備が次の動作環境を満たしている場合であっても、その自営端末設備のご利用状況によってはウイルスクリアを利用できない場合があります。

項目	動作環境
契約者回線	フレッツ 光ネクスト、フレッツ 光ライト、フレッツ 光ライトプラス
ネットワーク環境	最新の動作環境は、フレッツ公式ホームページにてご確認ください。 https://flets.com/fvc/agreement.html
対応OS	
ソフトウェア	
CPU	
メモリ	
ハードディスク	
ディスプレイ	

2. ソフトウェア提供に係る契約条件

契約者は、セキュリティファイルその他ウイルスクリアの提供に必要となるソフトウェアの提供を受けるにあたり、トレンドマイクロ株式会社が定める以下の使用許諾契約に同意していただきます。

- ①自営端末設備のOSがWindows 又は Mac の場合：ウイルスバスタークラウド 使用許諾契約
https://www.trendmicro.com/ja_jp/forHome/products/vb/legal.html
- ②自営端末設備のOSがAndroid 又は iOS の場合：ウイルスバスターモバイル 使用許諾契約
https://www.trendmicro.com/ja_jp/forHome/products/vbm/legal.html

別紙2 (料金表)

1. 月額料金

ウイルススクリアを利用するシリアル番号の数が1ごとに 400円 (税込価格 432円)

2. リモートインストール (遠隔設定) 費

ウイルススクリアを利用するフレッツ・アクセス回線に接続される自営端末設備に対して、セキュリティファイルの供給を受けるために必要な設定を行います。

1ウイルススクリア契約ごとに1回

設 定 台 数	料 金 額
ウイルススクリアを利用するフレッツ・アクセス回線に接続される自営端末設備3台まで	1,000円 (税込価格 1,080円)
ウイルススクリアを利用するフレッツ・アクセス回線に接続される自営端末設備3台を超える3台ごと	1,000円 (税込価格 1,080円)
備考 1 申込みいただいた自営端末設備に対して、セキュリティファイルの供給を受けるために必要な設定が1台以上完了した場合、設定費の支払いを要します。 2 当社の責めによらない理由により、申込みいただいた自営端末設備の設定の着手後完了しなかった場合又は設定の着手が出来なかった場合、当社はその設定の着手日 (その設定の着手が出来なかった場合は、ウイルススクリア契約者が最初に指定した着手日) から起算して1ヶ月までの間に限り、リモートインストール (遠隔設定) の再提供を行います。 3 当社は、リモートインストール (遠隔設定) の提供をもって、セキュリティファイルの供給を受けることが可能となることを保証するものではありません。	

3. 請求書等の発行に関する料金の額

(1) 請求書等の発行に関する料金の適用

- ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合算して算定します。
- イ 発行手数料および収納手数料は、ウイルススクリア (フレッツ・アクセス回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限り) 以下別紙2において同じとします。) の料金その他の債務の支払い (ウイルススクリアの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。) において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区 分	発行手数料等の適用
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
(イ) 収納手数料	請求書によってウイルススクリアの料金その他の債務を支払う場合に適用します。

ウ 次の場合については、(2) (料金額) の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

- (ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を

一括して請求している場合

- (イ) 契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合
- (ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	100円 (税込価格108円)
収納手数料	1の請求書によるウイルスクリアの料金その他の債務の支払いごとに	50円 (税込価格54円)

別紙3 （当社が別に定めることとする事項）

第 11 条（契約者の地位の承継）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定めるところ	フレッツ・アクセス回線に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にそのウイルスクリア契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認を持って、そのウイルスクリア契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第 12 条（契約者の氏名等の変更の届出）における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定めるところ	氏名、名称又は住所若しくは居所の変更については、フレッツ・アクセス回線に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社がウイルスクリア契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認を持って、そのウイルスクリア契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。 請求書の送付先の変更については、第 15 条第 1 項から第 3 項の規定に準じます。

第 25 条の 2（債権譲渡）における当社が別に定める事業者及び当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が別に定める事業者	N T Tファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 ①当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 ②ウイルスクリア契約者のシステムに変更が必要となる等、ウイルスクリア契約者に支障が生じると当社が認めた場合 ③そのウイルスクリアに係るフレッツ・アクセス回線について、IP 通信網サービス契約約款第 47 条の 2（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合

第 26 条（料金等の計算方法等）第 5 項における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	定める内容
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

別紙2（料金表）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	定める内容
当社が別に定める場合	<ul style="list-style-type: none">・ 料金等の一括請求（当社が認めるものに限り）、一括送付（複数の請求書（または口座振替のお知らせ・領収書）を一括して郵送する取扱いをいいます。）、定期分割（毎月の電話サービスの料金等を複数に分割して請求する取扱いをいいます。）、早期領収証送付（毎月の電話サービスの料金等の請求に係る領収書を通常より早期に送付する取扱いをいいます。）及び点字請求書等通常と異なる方法により請求する場合・ 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合・ 請求書等を再発行する場合・ ウイルスクリアに係る請求書又は口座振替通知書において、当社が提供するその他の電気通信サービス等の契約約款等に規定する請求書等の発行に関する料金が適用される場合

附 則（平成 19 年 2 月 22 日東コ B 光ア開第 06-86 号）

（実施期日）

- 1 この利用規約は、平成 19 年 2 月 27 日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成 19 年 2 月 27 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 19 年 10 月 31 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第 2 項及び第 3 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間の利用料金については、別紙 2（料金表）に定める額に代えて 0 円を適用します。
- 3 当社は、この附則の第 2 項の適用を受けたウイルスクリア契約者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成 19 年 2 月 27 日から平成 19 年 4 月 30 日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 19 年 10 月 31 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第 2 項の規定を適用しません。

附 則（平成 19 年 4 月 4 日東コ B ネサ開第 07-1 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 1 月 31 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第 3 項及び第 4 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間の利用料金については、別紙 2（料金表）に定める額に代えて 0 円を適用します。
- 4 当社は、この附則の第 3 項の適用を受けたウイルスクリア契約者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成 19 年 5 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 1 月 31 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附 則（平成 19 年 5 月 18 日東コ B ネサ開第 07-18 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 30 日から実施します。

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している本サービスに係る利用環境については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 19 年 7 月 24 日東コ B ネサ開第 07-46 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成 20 年 4 月 30 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第 3 項及び第 4 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間（そのウイルスクリア契約の申込みが、当社がその申込みに係るフレッツ・ADSL又はBフレッツの提供を開始した日までにあった場合は 4 ヶ月間）の利用料金につい

ては、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項及びこの附則の第3項の適用を受けたウイルスクリア契約者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成19年10月18日東コBネサ開第07-72号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成20年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間（そのウイルスクリア契約の申込みが、当社がその申込みに係るフレッツ・ADSL又はBフレッツの提供を開始した日までにあった場合は4ヶ月間）の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項及びこの附則の第3項の適用を受けたウイルスクリア契約者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成20年1月18日東コBネサ開第07-103号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成20年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間（そのウイルスクリア契約の申込みが、当社がその申込みに係るフレッツ・ADSL又はBフレッツの提供を開始した日までにあった場合は4ヶ月間）の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項及びこの附則の第3項の適用を受けたウイルスクリア契約者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成20年3月17日東コBネサ開第07-129号）

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 25 日から実施します。

附 則 (平成 20 年 3 月 17 日東コBネサ開第 07-129 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 31 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 (平成 20 年 1 月 18 日東コBネサ開第 07-103 号)の附則第 3 項中「フレッツ・ADSL又はBフレッツ」を「フレッツ・ADSL、Bフレッツ又はフレッツ 光ネクスト」に改めます。

附 則 (平成 20 年 4 月 23 日東コBネサ開第 08-5 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 30 日から実施します。

- 2 ウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合かつその後 1 度もセキュリティファイルの供給を受けていない場合であって、平成 20 年 4 月 1 日以降の料金月の初日から最終日までの間、継続して 1 度もセキュリティファイルの供給を受けていない場合(その料金月においてそのウイルススクリア契約の解除があった場合を除きます。)は、料金表の規定にかかわらず、その料金月に係るそのウイルススクリア契約の利用料金(基本額の部分に限ります。)について、別紙 2 (料金表)に定める額の支払いを要しないこととします。

附 則 (平成 20 年 5 月 14 日東コBネサ開第 08-11 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間にウイルススクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成 21 年 3 月 31 日までに当社がウイルススクリアの提供を開始した場合は、そのウイルススクリア契約に係る利用料金(基本額の部分に限ります。以下第 3 項及び第 4 項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間(そのウイルススクリア契約の申込みが、当社がその申込みに係るフレッツ・ADSL、Bフレッツ又はフレッツ 光ネクストの提供を開始した日までにあった場合は 4 ヶ月間)の利用料金については、別紙 2 (料金表)に定める額に代えて 0 円を適用します。

- 4 当社は、東コB光ア開第 06-86 号(平成 19 年 2 月 22 日)の附則第 2 項、東コBネサ開第 07-1 号(平成 19 年 4 月 4 日)の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-46 号(平成 19 年 7 月 24 日)の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-72 号(平成 19 年 10 月 18 日)の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-103 号(平成 20 年 1 月 18 日)の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、ウイルススクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間にウイルススクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 21 年 3 月 31 日までに当社がウイルススクリアの提供を開始した場合は、そのウイルススクリアに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(その他)

- 5 東コBネサ開第 07-46 号(平成 19 年 7 月 24 日)の附則第 4 項、東コBネサ開第 07-72 号(平成 19 年 10 月 18 日)の附則第 4 項及び東コBネサ開第 07-103 号(平成 20 年 1 月 18 日)の附則第 4 項中「及び」を「又は」に改めます。

附 則 (平成 20 年 6 月 3 日東コBネサ開第 08-23 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 9 日から実施します。

(経過措置)

- 2 ウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合かつその後 1 度もセ

セキュリティファイルの供給を受けていない場合であって、平成20年6月1日以降の料金月の初日から最終日までの間に継続して1度もセキュリティファイルの供給を受けていない場合又は平成20年6月1日から平成20年9月30日の間における最初にセキュリティファイルの供給を受けた料金月の最終日までにそのウイルスクリア契約の解除があった場合は、料金表の規定にかかわらず、その料金月に係るそのウイルスクリア契約の利用料金（基本額の部分に限ります。）について、別紙2（料金表）に定める額の支払いを要しないこととします。

- 3 東コBネサ開第08-5号（平成20年4月23日）の附則第2項中「平成20年4月1日以降」を「平成20年4月1日から5月31日まで」に改めます。

附 則（平成20年8月19日東コBサ開第08-46号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項中「ウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成21年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合」を「ウイルスクリア契約の申込みがあり、平成21年3月31日までに当社がその申込みを承諾した場合であって平成21年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合」に改めます。

附 則（平成20年9月19日東コBサ開第08-77号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成21年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成20年9月19日東コBサ開第08-77号）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。

附 則（平成21年1月13日東コBサ開第08-202号）

（実施期日）

この改正規定は、平成21年1月27日から実施します。

附 則（平成21年1月13日東コBサ開第08-202号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成21年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金(基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2(料金表)に定める額に代えて0円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号(平成19年2月22日)の附則第2項、東コBネサ開第07-1号(平成19年4月4日)の附則第3項、東コBネサ開第07-46号(平成19年7月24日)の附則第3項、東コBネサ開第07-72号(平成19年10月18日)の附則第3項、東コBネサ開第07-103号(平成20年1月18日)の附則第3項、東コBネサ開第08-11号(平成20年5月14日)の附則第3項、東コBネサ開第08-77号(平成20年9月19日)の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則(平成21年5月14日東コBサ開第09-39号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成22年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金(基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2(料金表)に定める額に代えて0円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号(平成19年2月22日)の附則第2項、東コBネサ開第07-1号(平成19年4月4日)の附則第3項、東コBネサ開第07-46号(平成19年7月24日)の附則第3項、東コBネサ開第07-72号(平成19年10月18日)の附則第3項、東コBネサ開第07-103号(平成20年1月18日)の附則第3項、東コBネサ開第08-11号(平成20年5月14日)の附則第3項、東コBサ開第08-77号(平成20年9月19日)の附則第3項、東コBサ開第08-202号(平成21年1月13日)の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則(平成21年6月10日東コBサ開第09-69号)

(実施期日)

この改正規定は、平成21年7月24日から実施します。

附 則(平成21年9月7日東コBサ開第09-161号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成22年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第08-77号（平成20年9月19日）の附則第3項、東コBサ開第08-202号（平成21年1月13日）の附則第3項、東コBサ開第09-39号（平成21年5月14日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成21年10月1日から平成22年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成22年1月22日東コBサ開第09-301号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成22年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第08-77号（平成20年9月19日）の附則第3項、東コBサ開第08-202号（平成21年1月13日）の附則第3項、東コBサ開第09-39号（平成21年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第09-161号（平成21年9月7日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成22年1月22日東コBサ開第09-301号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年2月13日から実施します。

附 則（平成22年5月18日東コBサ開第10-30号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成23年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第08-77号（平成20年9月19日）の附則第3項、東コBサ開第08-202号（平成21年1月13日）の附則第3項、東コBサ開第09-39号（平成21年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第09-161号（平成21年9月7日）の附則第3項、東コBサ開第09-301号（平成22年1月22日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成22年8月26日東コBサ開第10-137号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成23年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第08-77号（平成20年9月19日）の附則第3項、東コBサ開第08-202号（平成21年1月13日）の附則第3項、東コBサ開第09-39号（平成21年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第09-161号（平成21年9月7日）の附則第3項、東コBサ開第09-301号（平成22年1月22日）の附則第3項、東コBサ開第10-30号（平成22年5月18日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成22年12月21日東コBサ開第10-7064号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成23年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第08-77号（平成20年9月19日）の附則第3項、東コBサ開第08-202号（平成21年1月13日）の附則第3項、東コBサ開第09-39号（平成21年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第09-161号（平成21年9月7日）の附則第3項、東コBサ開第09-301号（平成22年1月22日）の附則第3項、東コBサ開第10-30号（平成22年5月18日）の附則第3項、東コBサ開第10-137号（平成22年8月26日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成23年5月13日東コBサ開第11-0025号）

（実施期日）

この改正規定は、平成23年5月16日から実施します。

附 則（平成23年5月20日東コBサ開第11-0034号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成24年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第08-77号（平成20年9月19日）の附則第3項、東コBサ開第08-202号（平成21年1月13日）の附則第3項、東コBサ開第09-39号（平成21年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第09-161号（平成21年9月7日）の附則第3項、東コBサ開第09-301号（平成22年1月22日）の附則第3項、東コBサ開第10-30号（平成22年5月18日）の附則第3項、東コBサ開第10-137号（平成22年8月26日）の附則第3項、東コBサ開第10-7064号（平成22年12月21日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則

の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成23年9月30日東コBサ開第11-0122号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第06-86号（平成19年2月22日）の附則第2項、東コBネサ開第07-1号（平成19年4月4日）の附則第3項、東コBネサ開第07-46号（平成19年7月24日）の附則第3項、東コBネサ開第07-72号（平成19年10月18日）の附則第3項、東コBネサ開第07-103号（平成20年1月18日）の附則第3項、東コBネサ開第08-11号（平成20年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第08-77号（平成20年9月19日）の附則第3項、東コBサ開第08-202号（平成21年1月13日）の附則第3項、東コBサ開第09-39号（平成21年5月14日）の附則第3項、東コBサ開第09-161号（平成21年9月7日）の附則第3項、東コBサ開第09-301号（平成22年1月22日）の附則第3項、東コBサ開第10-30号（平成22年5月18日）の附則第3項、東コBサ開第10-137号（平成22年8月26日）の附則第3項、東コBサ開第10-7064号（平成22年12月21日）の附則第3項、東コBサ開第11-0034号（平成23年5月20日）の附則第3項又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附 則（平成24年1月20日東コBサ開第11-0193号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 東コBサ開第11-0122号（平成23年9月30日）の附則第3項及び第4項中「平成24年1月31日」を「平成24年2月29日」に、「平成24年7月31日」を「平成24年8月31日」に、それぞれ改めます。

附 則（平成24年2月23日東コBサ開第11-0213号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成24年11月30日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第3項及び第4項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙2（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

4 当社は、東コB光ア開第 06-86 号（平成 19 年 2 月 22 日）の附則第 2 項、東コBネサ開第 07-1 号（平成 19 年 4 月 4 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-46 号（平成 19 年 7 月 24 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-72 号（平成 19 年 10 月 18 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-103 号（平成 20 年 1 月 18 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 08-11 号（平成 20 年 5 月 14 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 08-77 号（平成 20 年 9 月 19 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 08-202 号（平成 21 年 1 月 13 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 09-39 号（平成 21 年 5 月 14 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 09-161 号（平成 21 年 9 月 7 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 09-301 号（平成 22 年 1 月 22 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 10-30 号（平成 22 年 5 月 18 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 10-137 号（平成 22 年 8 月 26 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 10-7064 号（平成 22 年 12 月 21 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 11-0034 号（平成 23 年 5 月 20 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 11-0122 号（平成 23 年 9 月 30 日）の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 11 月 30 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附 則（平成 24 年 5 月 11 日東コBサ開第 12-0023 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までの間にウイルスクリア契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成 25 年 2 月 28 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリア契約に係る利用料金（基本額の部分に限ります。以下第 3 項及び第 4 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 2（料金表）に定める額に代えて 0 円を適用します。
- 4 当社は、東コB光ア開第 06-86 号（平成 19 年 2 月 22 日）の附則第 2 項、東コBネサ開第 07-1 号（平成 19 年 4 月 4 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-46 号（平成 19 年 7 月 24 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-72 号（平成 19 年 10 月 18 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 07-103 号（平成 20 年 1 月 18 日）の附則第 3 項、東コBネサ開第 08-11 号（平成 20 年 5 月 14 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 08-77 号（平成 20 年 9 月 19 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 08-202 号（平成 21 年 1 月 13 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 09-39 号（平成 21 年 5 月 14 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 09-161 号（平成 21 年 9 月 7 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 09-301 号（平成 22 年 1 月 22 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 10-30 号（平成 22 年 5 月 18 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 10-137 号（平成 22 年 8 月 26 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 10-7064 号（平成 22 年 12 月 21 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 11-0034 号（平成 23 年 5 月 20 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 11-0122 号（平成 23 年 9 月 30 日）の附則第 3 項、東コBサ開第 11-0213 号（平成 24 年 2 月 23 日）の附則第 3 項、又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、ウイルスクリア契約の解除を行った後に、そのフレッツ・アクセス回線について、平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までの間にウイルスクリア契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 25 年 2 月 28 日までに当社がウイルスクリアの提供を開始した場合は、そのウイルスクリアに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日東コBア推第 12-0159 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）

とします。ただし、以下の規定が適用されている契約者が当社が指定する手続きを行った場合は、以下の規定は適用されなくなります。

なお、以下の規定においてフレッツ・アクセス回線とは、フレッツ・ADSLの利用回線又は契約者回線、Bフレッツの契約者回線、フレッツ 光ネクストの契約者回線、フレッツ 光ライトの契約者回線、フレッツ 光ライトプラスの契約者回線を指します。

(シリアル番号の付与)

第9条 当社はシリアル番号の新たな付与は行いません。

2 ウイルスクリア契約者は、1のシリアル番号ごとに1の自営端末設備においてウイルススクリアを利用することができます。1の自営端末設備において、複数のオペレーティングシステムでウイルススクリアを利用する場合は、1のシリアル番号ごとに1のオペレーティングシステムでウイルススクリアを利用することができます。

3 ウイルスクリア契約者は、自己の責任においてシリアル番号を管理していただきます。第三者がそのシリアル番号を用いてウイルススクリアを利用した場合であっても、当社は、そのシリアル番号を付与されたウイルススクリア契約者がウイルススクリアを利用したものとみなして取り扱います。

別紙1 (ウイルススクリアの利用環境)

ウイルススクリアの利用に当たり、次に定める利用環境を満たす必要があります。

1. 動作環境

ウイルススクリアの利用に当たり、フレッツ・アクセス回線に接続される自営端末設備が次の動作環境を満たしている必要があります。ただし、その自営端末設備が次の動作環境を満たしている場合であっても、その自営端末設備のご利用状況によってはウイルススクリアを利用できない場合があります。

項目	動作環境
契約者回線	最新の動作環境は、フレッツ公式ホームページにてご確認ください。 https://flets.com/fvc/agreement.html
ネットワーク環境	
対応OS	
ソフトウェア	
CPU	
メモリ	
ハードディスク	
ディスプレイ	

別紙2 (料金表)

1. 利用料金

1 ウイルスクリア契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本額	ウイルススクリアを利用するシリアル番号の数が3まで	400円 (税込価格 432円)
加算額	ウイルススクリアを利用するシリアル番号の数が3を越える1ごとに	150円 (税込価格 162円)